

○栃木市上下水道事業調査委員会条例

平成 22 年 3 月 29 日

条例第 230 号

改正 平成 26 年 2 月 25 日 条例第 14 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、上下水道事業等について審議するため、市長の附属機関として栃木市上下水道事業調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(事業)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 上下水道事業の計画に関する調査検討
- (2) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の改定に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、上下水道事業及び農業集落排水事業に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 17 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) 市長が必要と認める者

(平 26 条例 14・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

- 2 議長は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員の 3 分の 2 以上から会議に付すべき事項を示して、委員会の招集の請求があるときは、速やかにこれを招集しなければならない。

(専門委員会)

第7条 委員会は、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、委員会の委員のうちから選任された者をもって組織する。

3 専門委員会は、当該専門委員会に付託された事項に関し、審議し、これを委員会に報告するものとする。

(委員以外の調査研究)

第8条 委員会において必要と認めるときは、委員長は、委員以外の者に調査又は研究を委嘱することができる。

(答申)

第9条 委員会の決定は、委員長が市長に答申するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月29日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成26年条例第14号)

この条例は、平成26年4月5日から施行する。